

議案第六十四号

港区立商工会館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年九月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立商工会館条例の一部を改正する条例

港区立商工会館条例（昭和五十七年港区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表中「二、七〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「一、七〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「二、五〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、

七〇〇円	七〇〇円	七〇〇円
------	------	------

を

八〇〇円	八〇〇円	八〇〇円
------	------	------

に、「九〇〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、

〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、六〇〇円」

を「一、九〇〇円」に、「映写用コンセント」を「映像機器セット」に、「一箇所一回」を「一式一回」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区立商工会館条例別表の規定は、平成二十六年四月一日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

(説明)

商工会館の使用料を改定するため、本案を提出いたします。